

相続税法

本試験問題

〔第一問〕問1

問1 次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

父Xは、令和4年8月に死亡し、子A（大学院に在学）は相続により財産を取得した。子Aが、父Xから生前に取得していた財産は次のとおりであり、給与税の申告、納付が必要なものについては適法に済ませている。

なお、父X及び子Aは、日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはない。

また、以下の1～4に掲げる贈与以外の贈与については考慮する必要はない。

- 1 平成30年11月に、父Xから、現金500万円の贈与を受けた。
- 2 令和元年5月に、父Xから、土地の贈与（贈与時の時価1,000万円、相続開始時の時価2,500万円）を受け、父Xを特定贈与者として、相続時精算課税の適用を受けた。
- 3 令和2年10月に、父Xから、米国国債（贈与時の時価2,000万円、相続開始時の時価2,100万円）の贈与を受けた。
- 4 令和3年4月に、父Xを委託者とする信託受益権（1,000万円）を取得し、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（租税特別措置法第70条の2の2）の適用を受けた。なお、父Xの相続開始の日における教育資金支出額は500万円であり、子Aは、在学証明書を贈与者の死亡の届出と併せて取扱金融機関に提出している。

〔問〕

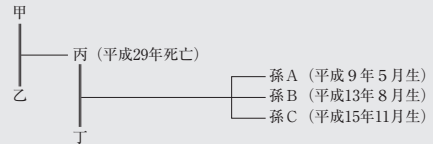
子Aの相続税の計算上、課税価格に加算される財産の価額及び課税された贈与税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

TAC予想問題

●上級演習 第2回〔第一問〕問2

問2 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（租税特別措置法第70条の2の2。以下「教育資金の非課税」という。）について、次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の問に答えなさい。

〔設例〕

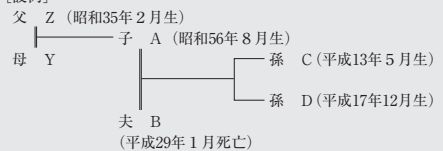


- ① 甲は、令和元年9月に孫A、孫B及び孫Cに対してそれぞれ1,000万円の金銭を贈与した。孫A、孫B及び孫Cはいずれも、贈与を受けた金銭の全額を教育資金管理契約に基づきZ銀行Y支店において普通預金に預入れをした。
 - ② 令和2年10月、孫Cが死亡した。その死亡の日における孫Cの非課税提出額から教育資金支出額を控除した残額は、6,000,000円であった。
 - ③ 令和3年2月、甲はX社の株式（上場株式。贈与時の時価は1株当たり1,000円）を孫A及び孫Bに対してそれぞれ1,000株ずつ贈与した。
 - ④ 令和4年7月、甲が死亡した。相続又は遺贈により甲の遺産を取得したのは乙のみであった。また、甲の死亡の日における孫A及び孫Bの状況は以下のとおりであり、Z銀行Y支店が記録した教育資金支出額は、いずれも8,000,000円であった。
孫A：W株式会社勤務。教育訓練は受けていない。
孫B：V大学在学中。
 - ⑤ 孫A、孫B及び孫Cは、上記以外の贈与を受けておらず、いずれも相続時精算課税の適用を受けていない。
- (1) 孫Cについて、教育資金の非課税の適用を受けていたことに伴う令和2年における贈与税の課税上の取扱いについて説明するとともに、令和2年分の贈与税の課税価格がいくらとなるか答えなさい。
- (2) 孫A及び孫Bについて、教育資金の非課税の適用を受けていたことに伴う甲の死亡に係る相続税の課税上の取扱いについて説明するとともに、相続税の課税価格がそれぞれいくらとなるか答えなさい。

●上級演習 第7回〔第一問〕問2

問2 次の設例の父Zからの贈与について、相続時精算課税に関する以下の(1)から(3)までの問に答えなさい。なお、解答に当たっては、贈与税の期限内申告については説明を要しない。

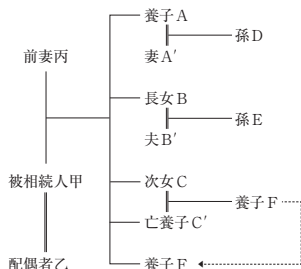
〔設例〕



- ① 平成29年4月 父Zは子Aに対して上場株式（贈与時の相続税評価額1,000万円）を贈与した。
 - ② 令和4年3月 父Zは子Aに対して土地（贈与時の相続税評価額3,000万円）を贈与した。
 - ③ 令和4年9月 父Zは孫Dに対して日本国債（贈与時の相続税評価額2,800万円）を贈与した。
 - ④ 令和4年11月 子Aが死亡。子Aの相続において、孫C及び孫Dは適法に相続を放棄した。
 - ⑤ 令和6年8月 父Zが死亡。遺産はすべて父Zの相続人が取得し、いずれの者も納付すべき相続税が算出されている。
 - ⑥ 親族図に図示する者は、いずれも日本国外に住所を有していたことはない。また、上記①から③の贈与以外の贈与は行われていない。
- (1) 相続時精算課税を選択適用できる者とその財産を示しなさい。また、その理由となる規定を挙げて説明しなさい。
- (2) (1)の者が相続時精算課税を選択適用する際の手続きについて説明しなさい。また、その手続きを行う者を示しなさい。
- (3) (1)の者が相続時精算課税の適用を受けた場合における、父Zの相続における相続税額の計算上の取扱いについて説明しなさい。

〔第二問〕〔資料1〕2

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。

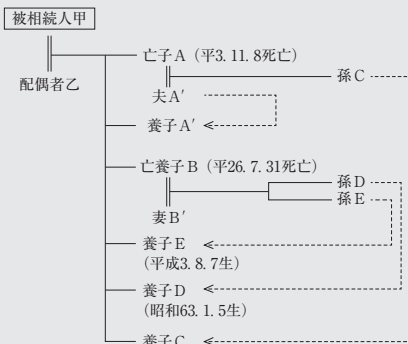


(注6) 養子A(前妻丙の連れ子)は昭和37年5月8日の被相続人甲と前妻丙の婚姻時に、亡養子C'は平成15年11月22日に被相続人甲と前妻丙との間で、それぞれ適法に普通養子縁組をしている。養子Fは生まれてすぐに次女Cと亡養子C'との間で、また、平成19年4月8日に被相続人甲と前妻丙との間で、それぞれ適法に普通養子縁組をしている。

(注7) 養子Aと養子Fは、被相続人甲に係る相続について、適法に相続の放棄をしている。

●補助問題 第7回〔第二問〕〔資料1〕2

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。

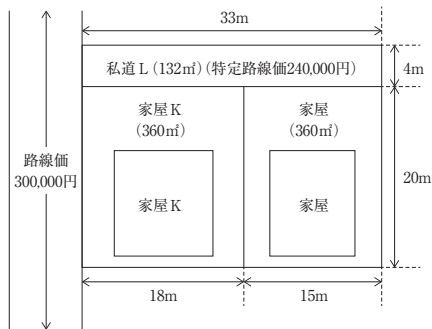


(注) 4 被相続人甲及び配偶者乙は、次のとおりそれぞれの者と適法に養子縁組をしている。

平成元年1月 養子B
平成6年6月 子Aの夫A'及び孫C
平成13年7月 孫D及び孫E

5 養子D及び養子Eは、被相続人甲の死亡に係る相続について家庭裁判所に申述し、適法に相続の放棄をしている。

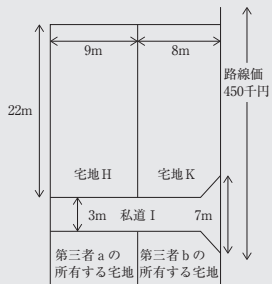
〔第二問〕〔資料1〕3 (6)



(6) 私道Lの共有持分5分の1は、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。

私道Lは、路線価地域(普通住宅地区)に所在しており、袋小路状になっており、私道Lに隣接する宅地を利用している者のみの通行の用に供されている。また、この私道Lには特定路線価が設定されている。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕〔資料1〕3 (1)



(1) 宅地H(198m²)及び私道I(55m²)の持分2分の1)並びにその上に存する建物Jは、配偶者乙が取得する。

宅地Hは、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は、次のとおりである。

この宅地の上には被相続人甲所有の建物Jがあり、被相続人甲並びに甲と生計を一にする配偶者乙、子A及び孫Dが居住の用に供していた。しかし、相続開始後に被相続人甲以外の者は全て転居し、この建物を第三者に月額180,000円で賃貸している。この建物の固定資産税評価額は3,000,000円である。

また、私道Iは、宅地Hと第三者aの所有する宅地の利用者のみが利用する私道で、被相続人甲と第三者aが持分2分の1ずつで所有していたものである。なお、配偶者乙からの特定路線価の申請に基づき、所轄税務署長より1m²当たり120,000円との通知が来ている。

〔第二問〕〔資料1〕3 (4)(5)

(4) 宅地Jは、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。

宅地Jは、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地Jは全て、以下の(5)の家屋Kの敷地として使用されている。

(5) 家屋Kは、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。また、家屋Kには終身の配偶者居住権を設定し、配偶者乙に遺贈する。

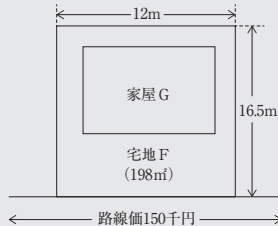
家屋K(固定資産税評価額32,000,000円)は、被相続人甲と配偶者乙の居住の用に供されていた。なお、家屋Kの建築日は平成26年(2014年)9月28日で、構造は木造(耐用年数省令に定める住宅用の耐用年数22年)である。配偶者乙の平均余命に基づく存続年数は15年とし、存続年数に応じた法定利率による複利現価率は0.642として計算するものとする。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕〔資料1〕3 (1)

(1) 宅地F及び家屋Gは、配偶者丙と子Bが取得する。

配偶者丙は、家屋Gに係る配偶者居住権を配偶者丙の終身に渡る期間取得し、子Bは、これら不動産(宅地F及び家屋G)の所有権を取得する。

宅地F(198m²)は、路線価地域に所在し、その地形等は以下のとおりである。宅地Fは、家屋Gの敷地として使用されている。



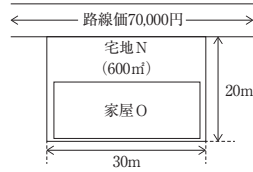
家屋G(固定資産税評価額5,000,000円、床面積130m²、木造(平成25年6月18日新築))は、宅地Fの上に存する建物であり、相続開始直前において被相続人甲、配偶者丙及び子Bの居住の用に供されており、配偶者丙と子Bは相続開始後も引き続き居住の用に供している。

〔第二問〕〔資料１〕３(8)、〔資料２〕６

(8) 宅地Nは、長女Bに遺贈する。

宅地Nは、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）、三大都市圏及び都市計画法に規定する工業地域に所在しており、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地Nは全て、以下の(9)の家屋Oの敷地として使用されており、都市計画法に規定する市街化調整区域には所在しておらず、容積率は200%となっている。



6 規模格差補正率を算定する際の表（抜粋）

三大都市圏に所在する宅地

地区区分 記号	普通商業・併用住宅地区 普通住宅地区	
	⑧	⑨
地積㎡		
500以上1,000未満	0.95	25
1,000以上3,000未満	0.90	75
3,000以上5,000未満	0.85	225
5,000以上	0.80	475

〔第二問〕〔資料１〕３(10)へ、チ

へ P社の直前3期分の財務情報は次のとおりである。

(単位：円)

	年配当金額	年利益金額	利益積立金	摘要
令和3年9月期	2,400,000	45,000,000	400,000,000	
令和2年9月期	1,800,000	100,000,000	350,000,000	(注)
令和元年9月期	1,500,000	30,000,000	307,500,000	

(注) 年利益金額には本社ビルの移転に伴う固定資産売却益60,000,000円が含まれている。

チ 類似業種比準価額の計算上の業種目及び業種目別株価等は次のとおりである。

(単位：円)

業種目	B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 価額	A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】			
				令和3年 平均	令和4年 3月分	令和4年 4月分	令和4年 5月分
輸送用機械器具製造業	7.3	38	380	244	258	255	280
自動車・同附属品製造業	8.2	40	429	241	255	251	275

〔第二問〕〔資料１〕３(11)

(11) Q社株式20,000株は、次女Cに遺贈する。

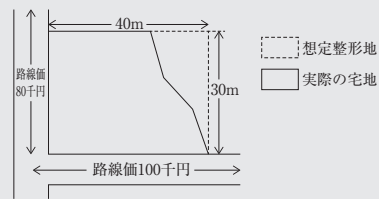
この株式は、東京証券取引所に上場することが予定されている株式で、その内容は次のとおりである。

イ	上場日	令和4年6月24日
ロ	直前期末における1株当たりの類似業種比準価額	1,250円
ハ	直前期末における1株当たりの配当還元価額	500円
ニ	1株当たりの公開価格	1,930円

●直前予想答練 第1回〔第二問〕〔資料１〕３(1)、〔資料３〕１

(1) 「宅地F(1,000㎡)は子Aへ遺贈する。」

この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりであり、地積規模の大きな宅地に該当する。



【資料３】その他の資料

1 規模格差補正率に用いる⑧及び⑨（三大都市圏）

地積㎡	記号	⑧	⑨
500以上 1,000未満		0.95	25
1,000以上 3,000未満		0.90	75
3,000以上 5,000未満		0.85	225
5,000以上		0.80	475

●直前予想答練 第2回〔第二問〕〔資料１〕３(5)ト、チ〔資料２〕３ト K社の比率要素の金額の計算の基となる各事業年度における利益金額は次のとおりである。

- ① 令和3年4月1日～令和4年3月31日の事業年度
法人税の課税所得金額 52,000,000円
内 有価証券売却益 2,500,000円
内 土地売却損 2,200,000円
- ② 令和2年4月1日～令和3年3月31日の事業年度
法人税の課税所得金額 49,500,000円
内 保険差益 2,000,000円
- ③ 平成31年4月1日～令和2年3月31日の事業年度
法人税の課税所得金額 45,500,000円

チ K社の比率要素の金額の計算の基となる利益和積金の金額は次のとおりである。

- ① 令和4年3月31日現在の利益積立金の金額 90,000,000円
② 令和3年3月31日現在の利益積立金の金額 65,000,000円

3 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（令和4年分）（抜粋）

(単位：円)

業種目	B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 価額	A (株 価)					
				令和 3年 平均	令和 4年 3月分	令和 4年 4月分	令和 4年 5月分	令和 4年 6月分	令和 4年 7月分
				番号	金額	金額	金額	金額	金額
情報通信業	53	7.3	40	252	768	866	892	839	855
情報サービス業	54	8.2	42	254	720	790	817	769	768
ソフトウェア業	55	7.9	41	244	702	768	794	749	748
情報処理・提供サービス業	56	8.8	38	219	774	850	874	822	817
インターネット附随サービス業	57	5.1	37	207	1,014	1,148	1,178	1,103	1,154
映像・音声・文字情報制作業	58	5.4	34	325	607	837	889	841	883
その他の情報通信業	59	9.0	43	325	446	534	521	493	507

⑧ A (株価) の上段は各月の株価、下段は課税時期の属する月以前2年間の平均株価である。

●直前予想答練 第1回〔第二問〕問1〔資料１〕３(7)

(7) 「株式会社K社の株式10,000株は子Aへ遺贈する。」

この株式は、東京証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の承認申請を令和4年2月1日に行うことを明らかにしたものであり、上場申請承認前の株式の区分は、取引相場のない株式（大会社）であった。

上場の日	令和4年8月1日
1株当たりの公開価格	1,600円
1株当たりの類似業種比準価額	1,450円
1株当たりの配当還元価額	150円
令和4年8月1日の最終価格	2,400円

〔第二問〕〔資料1〕5 (5)、6 (3) (5)

5 上記1～4に記載されているもののほか、相続開始時における被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、それぞれに掲げる者が負担した。

- | | | |
|----------------|------------|--------------------|
| (1) 入院に係る医療費 | 100,000円 | 配偶者乙 |
| (2) 令和3年度延滞税 | 150,000円 | 配偶者乙 |
| (3) 令和4年度住民税 | 500,000円 | 配偶者乙 |
| (4) 令和4年度固定資産税 | 2,520,000円 | 長女B、次女Cで均等に負担 |
| (5) 遺言執行費用 | 1,800,000円 | 配偶者乙、長女B、次女Cで均等に負担 |

なお、上記(2)の延滞税は被相続人甲の責めに帰すべき事由により発生したものである。また、上記(3)の納税通知書は令和4年6月2日に届いている。

6 被相続人甲の葬儀に要した費用は次のとおりであり、配偶者乙、長女B、次女Cの3人で均等に負担した。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 葬儀費用 | 500,000円 |
| (2) 葬式会場費 | 1,235,000円 |
| (3) 初七日法要費用 | 50,000円 |
| (4) 火葬費 | 5,000円 |
| (5) 香典返戻費用 | 560,000円 |

〔第二問〕〔資料1〕7

7 被相続人甲に関する生命保険契約は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	S生命保険	T生命保険	U生命保険
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	次女C
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
保険金受取人	配偶者乙	養子A、長女B、次女C	養子F
保険金額	60,300,000	30,000,000	20,000,000
支払済保険料	35,000,000	12,000,000	17,000,000

(注1) S生命保険の保険金には、特約で契約していた入院給付金300,000円が含まれている。

(注2) T生命保険について、受取人3名で均等に保険金を取得する契約となっている。

(注3) 被相続人甲の相続開始時において、U生命保険会社との契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は16,500,000円である。なお、この生命保険契約の契約者の地位は、保険約款の定めにより養子Fが引き継ぐこととなった。

●直前予想答練 第3回〔第二問〕問1〔資料1〕5、6

5 被相続人甲に係る債務の金額は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担することとした。

- イ 被相続人甲の令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に係る所得税及び復興特別所得税の額 200,000円
- ロ 令和4年度住民税 600,000円
- ハ 令和4年度固定資産税 2,700,000円
- ニ 遺言執行費用 100,000円

6 被相続人甲の葬式等に要した費用は次のとおりであり、これらは配偶者乙と子Aが均等に負担した。なお、香典2,000,000円は、葬式等に要した費用の一部に充当している。

- イ 通夜・葬式の費用 4,000,000円
- ロ 香典返しの費用 1,500,000円
- ハ 初七日の法事費用 500,000円

●上級演習 第1回〔第二問〕〔資料1〕9

9 相続開始の時ににおいて、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（いわゆる掛捨て保険契約ではない。）で、被相続人甲が保険料の全部又は一部を負担していたものは、次のとおりである。

保険金受取人	被保険者	保険契約者	保険料の負担者等	解約返戻金の額
孫 E	三女 C	三女 C	被相続人甲の2分の1、三女 C 2分の1	5,150,000円
二女 B	配偶者乙	被相続人甲	被相続人甲全額	13,000,000円

(注) 配偶者乙を被保険者とする生命保険契約に関する権利は、相続人間の分割協議により配偶者乙が取得することとなった。